

大分県大分海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第5号	濱崎 辰徳 水本 裕貴	佐伯市蒲江大字蒲江屋形島の地先	基点第1207号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1207号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1207号から166度18分440メートルの点 ロ 基点第1207号から146度24分507メートルの点 ハ 基点第1207号から150度11分578メートルの点 ニ 基点第1207号から179度3分517メートルの点 ホ 基点第1207号から177度20分431メートルの点 ヘ 基点第1207号から167度57分438メートルの点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	船舶の航行を妨げてはならない。
定第7号	-	佐伯市蒲江大字蒲江浦深島の地先	基点第1245号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1245号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1245号から58度28分326メートルの点 ロ 基点第1245号から34度45分400メートルの点 ハ 基点第1245号から40度53分448メートルの点 ニ 基点第1245号から84度42分390メートルの点 ホ 基点第1245号から91度07分334メートルの点 ヘ 基点第1245号から61度56分322メートルの点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	船舶の航行を妨げてはならない。